

矯正行政における 再犯防止と農福連携の取組



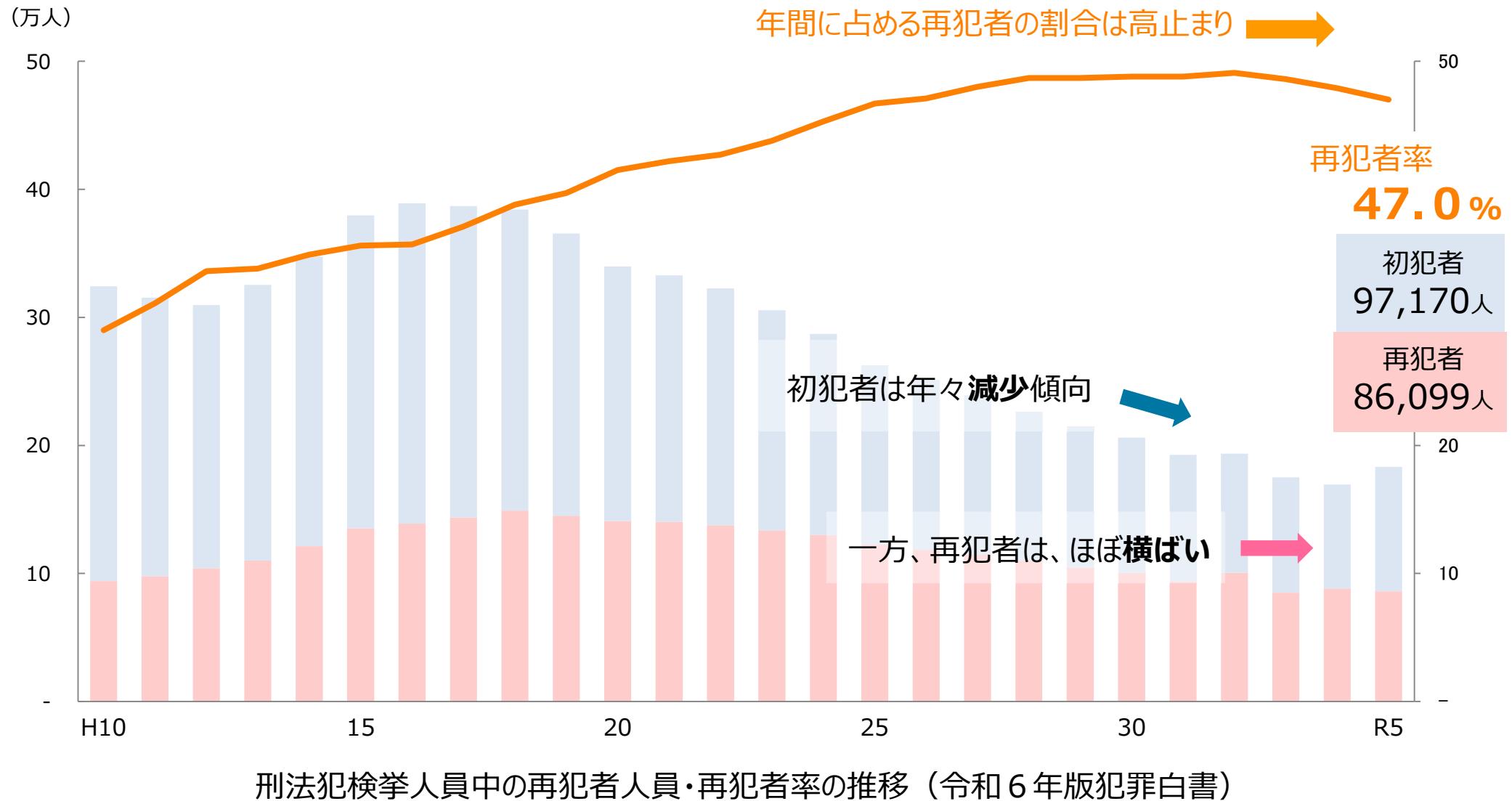
法務省中国矯正管区
更生支援企画課



犯罪に 戻らない 戻さない 立ち直りを支える地域の力 No one will be left behind

なぜ再犯防止が必要なのか

◎ 国は再犯者を減らすことを目指しています

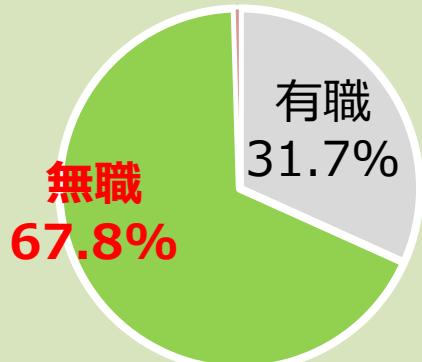


刑事施設入所受刑者の状況

「生きづらさ」を背景に抱えた者は年々増加傾向にある

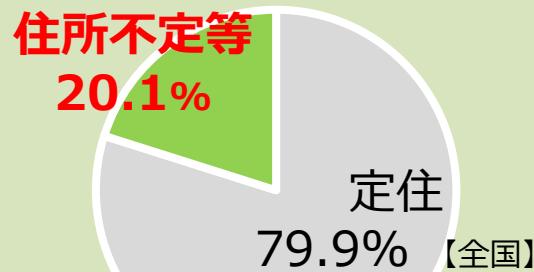
仕事や住居がない

約7割以上が無職



新受刑者の犯罪時就労状況

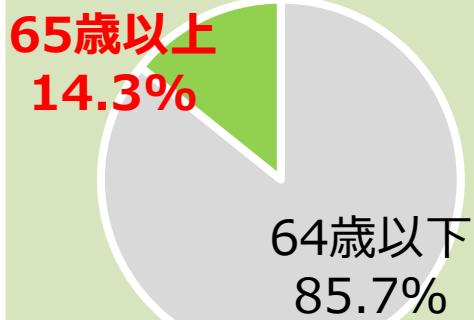
約2割以上が
犯罪時住所不定等



新受刑者の犯罪時居住状況

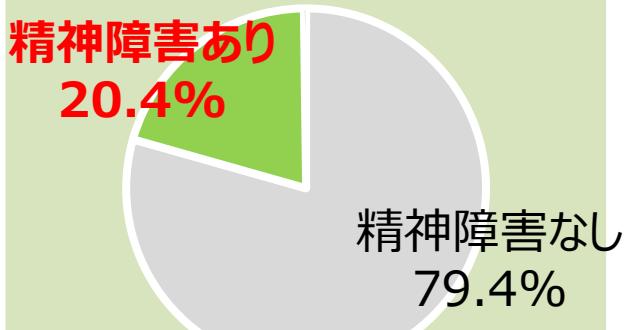
高齢である・
障害がある

約1割以上が高齢者



新受刑者の年齢

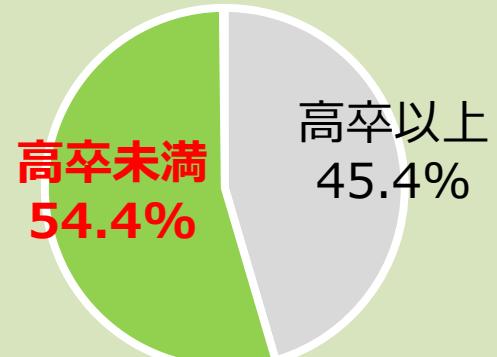
約2割以上が
精神障害あり



新受刑者の精神診断

教育程度が
比較的低い

約5割以上が高卒未満



新受刑者の教育程度

(令和5年矯正統計年報)

再犯防止施策

平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定
再犯防止に向けた総合対策

平成28年12月施行
再犯の防止等の
推進に関する法律

平成29年12月閣議決定
(第一次) 再犯防止推進計画

令和5年3月閣議決定
第二次再犯防止推進計画

再犯防止に関する数値目標を掲げた長期的・総合的な対策

再犯防止を進めるための法律が制定

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、5年間で政府が取り組む施策を盛り込んだ計画が策定

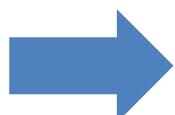
再犯防止の取組の更なる深化・推進を目的として策定

拘禁刑について

拘禁刑の創設の趣旨

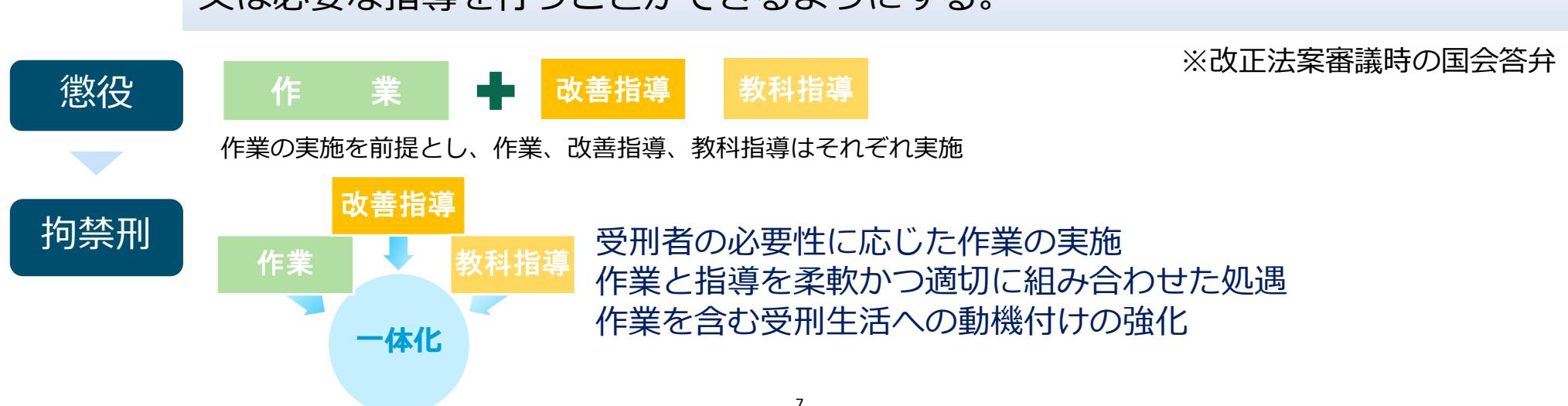
○現行法の「懲役」において行わせる作業は、改善更生・再犯防止のために重要な処遇方法であるが、刑法において「所定の作業を行わせる」と規定しており、どの懲役受刑者に対しても、一定の時間を作業に割かなければならない。
→ 個々の特性に応じた処遇のための指導等の実施に必要な時間を確保することが困難な場合がある。

○個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇は、「禁錮」受刑者の改善更生・再犯防止にも資する。



懲役・禁錮を廃止し、これらに代わるものとして拘禁刑を創設し、
(受刑者を刑事施設に拘置しつつ、)

個々の受刑者の特性に応じ、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるようとする。



矯正処遇課程・特別コース一覧

24の矯正処遇課程のうち最も必要性が高い課程を1つ指定し、当該矯正処遇課程を中心に処遇を実施

	課程名	対象者		課程名	対象者
D	拘留課程 Detention	拘留受刑者及び旧拘留受刑者	NEW O	開放的処遇課程 Open	開放的施設での処遇等の実施が可能と見込まれる者、交通事犯集禁対象者
Jt	少年院在院受刑者処遇課程 Juvenile Training	16歳未満の少年のうち、少年院における矯正教育の効果が期待できる者	NEW ST	短期処遇課程 Short Term	執行すべき刑期が6月末満の者
I	禁錮課程 Imprisonment	禁錮受刑者	NEW A	依存症回復処遇課程 Addiction Recovery	薬物の自己使用歴がある者のうち、薬物依存からの回復に向けた矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる者
F	外国人処遇課程（一般） Foreigner	日本人と同一の処遇が困難な者	NEW DS	高齢福祉課程 Daily care-Senior	おおむね70歳以上の者で、認知症、身体障害等により自立した生活を営むことが困難な者
FX	外国人処遇課程（特別） Foreigner X	外国人処遇課程対象者のうち 処遇上特別の配慮を要する者	NEW DH	福祉的支援課程 (知的障害・発達障害) Daily care-Handicapped	知的障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者
FZ	外国人処遇課程（条約） Foreigner Z	外国人処遇課程対象者のうち その処遇に当たって条約や協定に定め がある者	NEW DM	福祉的支援課程 (精神上の疾病又は障害) Daily care-Mental disorder	精神上の疾病又は障害を有する者のうち、医療刑務所等に収容する必要性は認められないものの、自立した生活を営むことが困難な者
J	少年処遇課程 Juvenile	少年院収容を必要としない少年			
Y	若年処遇課程1～3 Young	20歳以上26歳未満で処遇レベルが 1～3の者	NEW	特別コース名	プログラムの内容（概要）
L	長期処遇課程1～4 Long	執行すべき刑期が10年以上で処遇レ ベルが1～4の者	ハ	農業ビジネスコース	農業に関連する産業への就労に向けた処遇
G	一般処遇課程1～4 General	他の課程に該当しない処遇レベル1～ 4の者	サ	サステナブル作業コース	社会に貢献する人材となるために必要な知識及び技能の習得
→ 従来のA B 指標に替わる新たな観点					
処遇レベル		再犯リスクと処遇準備性 ^(注) の2軸で判定(4分類)			
		再犯リスク		処遇準備性	
レベル1		低	高		
レベル2		低	低		
レベル3		高	高		
レベル4		高	低		
(注) 矯正処遇に取り組む態度その他改善更生に向けた心構えの程度					
			ヒ	少年・若年ユニット型処遇コース	可塑性に富むなどの特性に特に配慮した処遇
			ヨ	教科指導集中処遇コース	教科指導を集中的に実施
			ロ	社会生活移行処遇コース	円滑な社会復帰への移行を目的に、開放的な環境下で処遇

矯正施設における福祉的支援の実施体制等

○ 刑事施設・少年院における社会福祉士、精神保健福祉士及び福祉専門官の配置

(令和6年度 数字は人員)

	刑事施設	少年院
社会福祉士	67	25
精神保健福祉士	8	2
福祉専門官	59	12

福祉サービスのニーズを早期に把握するため、社会福祉士・精神保健福祉士を非常勤職員としているほか、福祉専門官（CSW、PSW又はCWの常勤職員）を配置

出典：令和6年度再犯防止推進白書（法務省）

○ 刑務所の社会福祉士の業務

- ・ 高齢又は障害のため、自立が困難な受刑者の社会復帰支援に関する業務（特別調整）
- ・ 出所後直ちに医療や福祉サービスが必要な受刑者の保護に関する業務
- ・ 福祉に関する相談・助言・講話など、福祉上の専門性を要する業務
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に関する業務

少年院入院から出院までの流れ

3級

(おおむね 2か月)

2級

(おおむね 6か月)

1級

(おおむね 3か月)

- ・矯正教育課程指定
- ・個人別矯正教育課程計画策定

入院

矯正教育

在院者の特性に応じ、教育の内容を5つの領域に分けて適切に組み合わせ、体系的かつ組織的に実施

生活
指導

職業
指導

教科
指導

体育
指導

特別
活動
指導



社会復帰支援
就労支援、修学支援、福祉的支援等



出院（仮退院等）

刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取伝達制度

被害者等から心情等を聞き取り、希望がある場合には加害者に伝達

矯正施設における農福連携の推進

現 状

●農福連携等推進ビジョン2024改訂版（令和6年6月農福連携等推進会議決定）

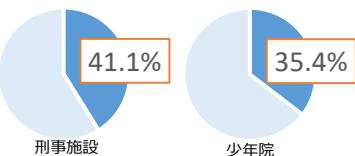
- ▶ 犯罪をした者等の就農意欲喚起に向けた農業実習等を推進
- ▶ 矯正職員を対象として、農福連携等について学ぶ機会の創出や研修等への参加促進
- ▶ 犯罪をした者等のうち農業での就労が適当であると認められる者と農業分野での協力雇用主等とのマッチングを推進

●第二次再犯防止推進計画（令和5年3月閣議決定）

- ▶ 農福連携に取り組む企業・団体等とも連携し、犯罪をした者等のうち、障害等により一般の企業等への就労が困難な者に対する働き掛けを通じて就農意欲を喚起、農業等への就労を促進

矯正施設における就業に一定の配慮が必要な者の増加

- ▶ 刑事施設 新収容者の約**41.1%**が作業能力に制約
※CAPAS検査による能力検査値が79以下の者（令和5年矯正統計）
- ▶ 少年院 新収容者の約**35.4%**がIQ79以下
※知能検査の結果（令和5年少年矯正統計）



農福連携意見交換会の実施

令和3年度
15府

令和6年度
66府

- ・刑事施設に農福連携関係団体を招へい
- ・施設見学・意見交換等により相互理解促進

ソーシャル・ファーム就労体験等

令和2年度
5府

令和6年度
10府

- ・ソーシャル・ファームにおける就労体験やケース検討会を開催
- ・ソーシャル・ファーム等関係者と少年院の相互理解促進

就農指導の実施

令和6年度
19府

- ・刑事施設に農福連携に携わる方を招へい
- ・受刑者等への直接指導により就農意欲を喚起
- ・令和7年度からは「就農実地指導」を6府で実施

矯正施設における農福連携関係団体からの食材調達促進

令和6年度調達実績
26府90件

- ・農福連携関係団体において生産された食材等の調達を促進

被収容者向け視聴覚教材の整備

- ・農福連携対象者の掘り起こしと、対象者を支援につなげるために、農福連携やソーシャル・ファームについて情報を提供



矯正施設と農福連携関係団体双方に効果的で持続可能な関係の構築へ



農福連携技術支援者育成研修の受講

令和6年度
10府

- ・農林水産省・地方公共団体と連携し、農福連携に係る知識・ノウハウを有する矯正職員を育成

課 題

●矯正施設における課題

- ・農福連携をはじめ、福祉的就労に関する理解・ノウハウが不足
- ・就労・帰住先としてのソーシャル・ファームの認知度の低さ
- ・農園芸等の職業指導対象者と農福連携対象者のミスマッチ



●農福連携関係団体で出所者等を受け入れる際の課題

- ・犯罪・非行をした者の受け入れに対する不安

犯罪・非行をした者の受け入れに向けて、

- ・**矯正施設と農福連携関係団体間のギャップを解消**
- ・**農福団体等への就労・帰住を見据えた指導** が必要

矯正施設における取組

中国管内における農福連携の推進に向けた取組

農福連携関係団体の矯正展への出店



中国地区矯正展
(広島刑務所)

おのみち矯正展
(尾道刑務支所)



ノウフクマルシェへの出店

東広島市 × 広島少年院・貴船原少女苑



東広島市主催のノウフクマルシェへ少年院で栽培した野菜、製作した手芸品を販売

農福連携関係団体による技術指導等

社会福祉法人 E.G.F × 広島少年院 (山口県萩市)



在院者への技術指導

少年院職員との
意見交換



収穫した野菜を全国矯正展で販売



在院者考案
キャラクター



御清聴ありがとうございました



犯罪に 戻らない 戻さない 立ち直りを支える地域の力

No one will be left behind